

特定行為研修制度および精神科認定看護師制度に関する検討プロジェクトの中間報告

(概 要)

1. 検討内容

当協会では「特定行為研修制度に関する検討プロジェクト」（平成 30 年度）の報告を受け、今年度は「特定行為研修制度と精神科認定看護師制度を検討するためのプロジェクト」を発足した。これまで「①特定行為研修と精神科認定看護師制度の位置づけや関連性」「②特定行為研修の指定研修機関の申請にむけて」「③これからの精神科認定看護師制度のあり方、教育課程」について検討した。その内容を中間報告として公表する。今年度末（令和 2 年 3 月）、理事会に最終報告する予定である。

2. 特定行為研修と精神科認定看護師制度の位置づけや関連性

特定行為研修と現行の精神科認定看護師制度について、位置づけや関連性を整理した（下表）。

	特定行為研修制度	精神科認定看護師制度
制度の趣旨	<ul style="list-style-type: none">・在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成・医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助を実施する場合の研修制度	<ul style="list-style-type: none">・質の高い看護を実践できる看護師を養成・看護現場における看護のケアの質の向上をはかる・当協会の資格認証制度
教育課程の特徴	<ul style="list-style-type: none">・臨床推論、臨床病態生理学などの医学的知識を学ぶ	<ul style="list-style-type: none">・精神保健医療福祉、精神科看護を中心に学び、精神科認定看護師の役割を学ぶ
時間数	<ul style="list-style-type: none">・共通科目 250 時間・区分別科目	<ul style="list-style-type: none">・735 時間
教育方法	<ul style="list-style-type: none">・科目毎に講義、演習、実習が指定されている。・e-ラーニングなどの通信教育可	<ul style="list-style-type: none">・集合教育による座学と演習・実習がある。・通信教育は行っていない
教育課程修了後にできること	<ul style="list-style-type: none">・特定行為	<ul style="list-style-type: none">・精神科認定看護師の役割（質の高い実践、相談、指導、知識の発展）
現場における有用性	<ul style="list-style-type: none">・個人の基礎的なスキルアップ・医師との情報共有、連携強化・多職種連携の推進 など	<ul style="list-style-type: none">・精神科認定看護師の役割の実践をとおして、現場の課題解決、新しい実践の創造・多職種連携の推進・院内教育の充実 など

○当協会の特定行為研修に対する考え方

- ・特定行為研修はジェネラリストを養成する研修である。
- ・特定行為研修は、精神科認定看護師教育課程にプラスするという位置づけのものではない。

3. 特定行為研修の指定研修機関の申請にむけて

当協会では、下記の3区分を実施していく予定である。特定行為区分は受講生による選択制とする予定である。受講の流れをイメージしたものを下図に示す (A)。

○申請を予定している特定行為区分

特定行為区分	特定行為名
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	脱水症状に対する輸液
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時的投与
	抗精神病薬の臨時的投与
	抗不安薬の臨時的投与

4. これからの精神科認定看護師制度のあり方、教育課程について

当協会では、臨床のニーズをふまえ、現場で活用できる質の高い精神科認定看護師を養成することが重要であると考えます。しかしながら今後は社会の状況を踏まえ、精神科認定看護師の養成を続けながら、特定行為ができる精神科認定看護師の養成も行っていく必要があると判断した。

そして、将来的には精神科認定看護師教育課程にも特定行為研修の共通科目を含み、現行の精神科認定看護師教育課程の学習内容から精神科認定看護師としての実践の基盤となる科目（新認定科目）を位置づけ、時代のニーズに応えられるようにカリキュラムを再編（B）することを検討している。

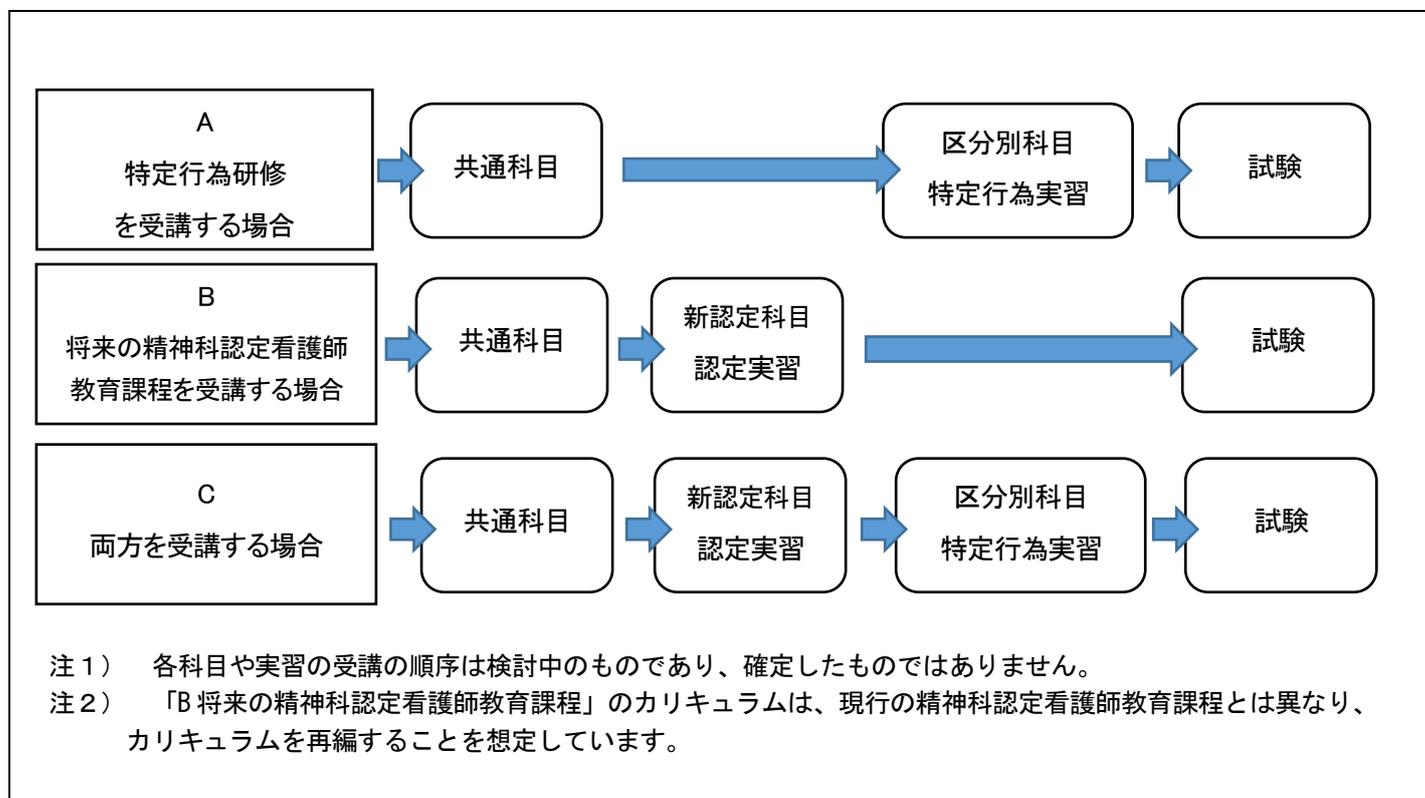


図 特定行為研修と精神科認定看護師教育課程の受講イメージ

※本中間報告は令和元年11月時点のものである。今後の検討状況により変更が生じることもある。